

令和 4 年 8 月 25 日

保護者 様

神 埼 市 教 育 委 員 会
教 育 長 末 次 利 明
神 埼 市 立 千 代 田 東 部 小 学 校
校 長 五 反 田 康 子

令和 4 年度 2 学期以降の学校生活について（通知）

残暑の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より神崎市並びに本校の学校教育についてご協力をいただきありがとうございます。

さて、今日から各学校で 2 学期が始まりました。全国的に感染が拡大しておりますが、今学期も国のガイドラインや県の通知に従い、感染予防対策を徹底しながら教育活動を進めてまいります。対策の詳細は下記の通りです。

ご家庭にも協力していただくことになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

記

1 学校生活について

(1) 保健管理に関すること

- ・ 児童生徒の健康観察を十分行うとともに、手洗いやうがいの励行、ハンカチの携行、マスクの着用、咳エチケットの指導など基本的な感染症対策を徹底します。
(登下校時や体育の授業、部活動以外、基本的に室内においては、児童生徒や教職員はマスクを着用します。)
- ・ 教室等のこまめな換気を実施するとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めます。
- ・ 家庭では、登校前に健康状態（検温、風邪症状の有無等）を確認していただき、発熱等のかぜ症状がみられるときは、軽い症状でも自宅で休養させてください。
また、免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるようお願いします。

(2) 児童生徒の出席停止等に関すること

- ・ 新型コロナウイルス感染症（以下、「本感染症」）に係る事由で児童生徒が自宅休養した場合や P C R 検査等を受けた場合、濃厚接触者や要待機者に特定された場合は、出席停止（出席しなくてもよい日、欠席になりません）とします。

(3) 教育課程に関すること

- ・ 出席停止等の場合は、児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じます。

(4) 学校給食に関すること

- ・ 給食前後の手洗いの励行、机を向かい合わせにしない、しゃべらない、咳エチケットのためにハンカチ等を机上に準備しておくなど、「学校給食における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に沿って必要な対応を指導します。

(5) 心のケアに関すること

- ・ 本感染症に起因する様々な悩みやストレス等を抱いている児童生徒もいることから、学級担任や養護教諭等を中心とし、心身の健康状況の的確な把握に努め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなどして関係機関と連携し、適切な支援を行います。
- ・ 児童生徒の状況把握にあたっては、ご家庭でもお願いします。ご心配なことは学校へご連絡ください。また、学校での感染等に不安を感じる児童の登校についてもご相談ください。

(6) 差別やいじめ等の未然防止に関すること

- ・ 教職員一人一人が、本感染症について正しい認識をもち、基本的な感染症対策を含めた対応について理解するとともに、児童生徒の発達段階に応じて適切に指導を行います。
- ・ 児童生徒からの差別やいじめ等の相談については、組織的に対応します。感染者やその家族及び要待機者等に対する偏見や差別が生じないように、関係者の人権に十分配慮します。

2 学校行事について

- ・ 2学期は、体育大会をはじめとして多くの学校行事が行われます。基本的な感染予防対策の徹底を図るとともに、児童生徒等が密集しないように工夫します。また、実施時間を短縮したり、参加人数を制限したりするなど、適切な対策をとったうえで実施します。また、感染状況によっては行事の日程や内容を変更することも考えられます。その際は、事前に連絡させていただきます。

3 部活動について

- ・ 部活動においても、アルコール消毒の徹底や換気の励行等、感染防止対策を十分に行って実施します。
- ・ 神埼市の『部活動の在り方に関する方針』に沿って、練習時間は平日が2時間以内、週休日や祝日は3時間以内とします。
- ・ この方針については、本感染症の感染状況により変更することがあります。変更があった場合には、政府の見解や県の方針を踏まえて、神埼市の方針をお示しします。

4 児童生徒や教職員の家族に感染の疑いがある場合の対応について

(1) 児童生徒や教職員が以下に該当する場合は登校（出勤）を控えてもらいます。

- ・ 発熱やのどの痛み等の症状がある場合（学校にご連絡ください。）
- ・ 同居の家族に発熱等の本感染症の感染が疑われる症状が出た場合
- ・ 児童生徒及び家族の感染が判明した場合、また濃厚接触者に特定された場合（PCR検査等を受けた場合）は、速やかに学校にご連絡ください。

5 感染等が確認された場合の対応について

(1) 生徒・教職員が感染した場合

- ・ 当該児童生徒や教職員は直ちに出席（勤務）停止措置をとることとします。
- ・ 臨時休業や学年閉鎖、学級閉鎖等については、保健福祉事務所や学校医の先生と協議し、『神埼市の休校の判断基準』に基づいて判断します。
- ・ 学校の再開についても、保健福祉事務所や学校医の先生の指導に従った上で判断します。

なお、現在の専門的知見に基づき、当該児童生徒や教職員が他の学校関係者に感染させる可能性がある期間（※）に登校（出勤）していない状況が確認された際には、臨時休業等としないこともあります。

※ 当該生徒・教員等が発症（無症状の場合は検体採取）した時点から2日前以降

(2) 生徒・教員等が濃厚接触者に特定されたまたは要待機者に特定された場合

- ・ 当該児童生徒・教員等は直ちに出席（勤務）停止措置をとります。
- ・ 当該児童生徒・教員等のPCR検査等の結果が陽性の場合、（1）により対応します。

なお、当該生徒・教員等のPCR検査等の結果が判明するまでの間、学校の活動等については、保健福祉事務所等の指導に基づいて実施します。

(3) 同居している家族が要待機者に特定された場合

- ・ これまでは、当該児童生徒に3日間の自宅待機と健康観察をお願いしていましたが、2学期以降は登校可とします。

なお、家族が要待機者に特定されたことは、これまで同様に学校へご連絡ください。